

「中東人道危機救援金」の受付期間の延長について

シリアなどをはじめとする中東地域での紛争犠牲者はいまなお多く、また、支援を必要とする地域もシリア周辺国やパレスチナにとどまらず、ヨーロッパ諸国まで広域に及んでいます。

日本赤十字社ではこの事態に対し、次のとおり救援金を受け付けておりますが、受付期間を延長することとなりましたので、引き続き皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

1 救援金名

「中東人道危機救援金」

2 受付期間

令和5年3月31日（金）まで

3 受付方法

(1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・保健福祉課（げんき 21）
- ・生田原支所地域担当
- ・丸瀬布支所地域担当
- ・白滝支所地域担当

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00110-2-5606」

口座加入者名「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ 通信欄に「中東人道危機救援金」と明記願います。

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787740	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)	日赤本社 パートナーシップ 推進部会員課 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105745		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0623323		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号
- 寄付日
- 寄付額
- 振込金融機関名及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します。

なお、個人住民税に係る寄附金控除の対象とはなりません。